

自動販売機設置事業者募集要項

中津市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を承知の上、申し込みしてください。

1. 公募物件

別添自動販売機設置事業者公募物件説明書記載のとおり。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

（1）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

（2）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。

- ① 中津市との契約の履行に当り、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 中津市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が中津市と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により中津市が実施する監督又は検査に当り職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく、中津市との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当り代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (3) 法令等の規定により販売について許可・認可等を必要とする場合にあって、その許可・認可等を受けていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 市税を完納していること。

3. 公募条件等

設置事業者の公募申込について、次の要件を満たしていなければなりません。

(1) 設置事業者の要件

設置事業者の公募申し込みについて、次の2つの地域要件に区分するものとする。

- ① 設置事業者が個人の場合は、その住所が大分県内にあり、過去5年以内に大分県又は大分県内市町村施設の自動販売機設置許可の実績があること。

また、設置事業者が法人の場合は、本店又は支店・営業所の所在地が大分県内にあり、過去5年以内に大分県又は大分県内市町村施設の自動販売機設置許可の実績があること。（地域要件A）

- ② 設置事業者が個人の場合は、その住所が中津市内にあり、過去5年以内に大分県又は大分県内市町村施設の自動販売機設置許可の実績があること。

また、設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が中津市内あり、過去5年以内に大分県又は大分県内市町村施設の自動販売機設置許可の実績があること。（地域要件B）

(2) 貸付料等

① 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）とします。
ただし、市が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、当該市有施設を廃止するとき、設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

② 貸付料・貸付面積

中津市が設定する最低貸付料以上で申し込みがあったもののうち、最高の応募価格をもって貸付料とします。

物件毎に設置事業者として決定したものが提示した応募価格（税抜きの額）に100分の110を乗じて得た額（法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額を加えた額）をもって年額貸付料とします。ただし、屋外設置で土地代のみの場合は、消費税及び地方消費税は非課税となります。

また、貸付面積は、自動販売機（貸付寸法）及び回収ボックスの面積（0.25㎡）とします。なお、年額貸付料は、年度ごとに中津市が発行する納入通知書により、市

が指定する期日までに全額納入してください。

③ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費は、子メーターを設置するものについては、その使用実績に基づき市が算定した額とし、子メーターを設置しないものについては、カタログ等に表示されている平均消費電力を基に市が算定した額とします。（基本料及び消費税を含む）

また、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

④ 回収ボックス

自動販売機及び使用済容器等の回収ボックスは、公募物件ごとに設置するとともに、薄型の自動販売機については、転倒防止対策も併せて行ってください。

⑤ 販売実績の報告

次回公募の参考資料とするため、設置事業者は、1年間の販売実績（1台ごとの販売数量、販売金額）をとりまとめ、毎年5月末までに施設管理者に販売実績報告書（任意の様式で可）を提出してください。

（3）使用上の制限

- ① 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- ② 甲の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。
- ③ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、各施設管理者の指示に従うこと。
- ④ 販売品目は、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

（4）維持管理責任

- ① 商品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者が責任をもって行うこと。
また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 中津市のブランド商品である耶馬溪源流水「青の洞門」500mlを1コラム指定した自動販売機に完備すること。（自動販売機設置事業者公募物件説明書に掲載）
- ③ 設置する自動販売機については公募時点での新札・新硬貨対応の機種とすること。
- ④ 物件番号8については、施設の外観に調和する白色の自動販売機を設置すること。
- ⑤ 回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- ⑥ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑦ 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

(5) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状に回復してください。

また、設置事業者は、市に対し原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することが出来ません。

4. 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添公募物件説明書記載のとおりとします。

(2) 必要な書類（各一部）

次の書類を提出してください。

- ① 応募申込書（第1号様式）
- ② 誓約書（第2号様式）
- ③ 販売品目一覧（第3号様式）
- ④ 市区町村税完納証明書（設置事業者の所在地市区町村税の滞納がないことを証明するもの）※3ヶ月以内のものに限る。
- ⑤ 設置を希望する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力等が確認できるもの）
- ⑥ 3（1）に係る自動販売機設置実績（許可書、契約書等）の写し

(3) 電話、ファックス、メールによる受付は行いません。

5. 設置事業者の資格要件の審査・落札者決定

- (1) 落札候補者に対し、参加資格要件の書類審査を行った上、落札決定します。
- (2) 落札候補者に応募参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者に次ぐ価格で有効な応募を行った者を新たな候補者とします。
- (3) 応募申込書により提出された応募書類の審査を行い、中津市が定めた予定価格以上で最高の価格で応募申込があれば1名でも設置事業者とします。
- (4) 最高価格の応募が2名以上ある場合は、くじにより決定します。
- (5) 設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、中津市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を掲載します。
- (6) 設置事業者の決定は、令和8年2月24日（火）頃を予定しています。

6. 行政財産貸付申請の手続

設置事業者に決定された方は、施設管理担当課へ別途定める期日までに次の書類を提出してください。

《行政財産貸付申請提出書類》 提出部数は各 1 通

- ① 市有財産貸付申請書（市指定様式）
- ② 設置場所への自動販売機及び回収ボックスの配置図
- ③ その他参考となる書類

7. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場所は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由がなく指定する期日までに貸付の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8. その他

- ① 貸付手続きに関する一切の費用（契約書に添付する印紙等）については、設置事業者の負担とします。
- ② 自動販売機を設置した後、販売に係る許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を受けたことを証する書類の写しを提出してください。

◎募集に関する問い合わせ先

中津市豊田町 1 4 番地 3 中津市役所 本庁 4 階

中津市財政課管財係 電話 0979-62-9873（直通）